

横手市告示第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年3月4日

横手市長 高橋 大



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号ピップビル

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ横手Ⅱ

横手市婦気大堤字中田59番2 外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社エコプラス 代表取締役 今村 茂

宮城県名取市上余田字千刈田308

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄266番1号

イ 変更後

株式会社エコプラス 代表取締役 今村 茂

宮城県名取市上余田字千刈田308

(4) 変更の年月日

令和5年11月29日

(5) 変更する理由

小売業を行う者の名称および代表者氏名の変更のため。

2 届出年月日

令和7年3月3日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

横手市役所 商工観光部 商工労働課

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

(2) 縦覧期間

令和7年3月4日から令和7年7月4日まで

4 意見書の提出先

秋田県横手市中央町8番12号

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

横手市役所 商工観光部 商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由